

# お知らせ 東京都

東京都は、東京都港区高輪二丁目、三丁目、港南二丁目及び品川区北品川一丁目、二丁目において東京都市計画都市高速鉄道事業京浜急行電鉄湘南線及び第一号線分岐線の事業を行います。

都市計画法の事業認可の告示は令和二年四月一日です。  
このため、関係する皆様のご協力をいただきながら、必要な土地を取得していきますので、次のお知らせいたします。

## 1 本事業の概要について

東京都市計画都市高速鉄道事業京浜急行電鉄湘南線及び第一号線分岐線の港区高輪二丁目から品川区北品川二丁目までの延長約一千七百メートルの区間について道路と鉄道の連続立体交差化を図るものです。

## 2 (1) 用地取得について

東京都は、事業予定地内の土地所有者や借地権などをお持ちの方、建物の所有者や借家人の方などと、土地売買契約、物件移転補償契約などを結びます。その契約に基づき、土地を明け渡したり、建物などを移転したときは、東京都はそれぞれ、土地の権利に関する補償金、移転に必要な補償金をお支払いします。

## (2) 土地収用法に基づく権利について

土地売買契約や物件移転補償契約などは、個別に進めていきますが、これとは別に事業予定地所有者や関係人の方は、土地収用法に基づく裁決申請請求、補償金支払請求及び明渡裁決申立てを行うことができます。

## 3 (1) 土地価格の固定について

東京都は、令和二年四月一日以降、事業地の取得価格を一年ごとに評価し直します。

## (2) 建築等の制限について

令和二年四月一日からは、事業地内で次のことをする場合は、東京都知事の許可が必要です。

- ・ 土地の形質の変更
- ・ 建築物や工作物の建設
- ・ 移動の容易でない物件の設置や堆積

## (3) 土地建物の売買の制限について

令和二年五月十九日からは、事業地内の土地建物を売る場合は、事前に、買い主や予定金額などを、東京都へ届け出てください。

また、その届出後三十日以内は売買が行えないなど一定の制限があります。

## 4 事業地の範囲がわかる図面は、港区街づくり支援部都市計画課及び品川区都市環境部都市計画課に備えてあり、閲覧することができます。

なお、このお知らせについて、ご不明の点や詳細についてご質問のある方は、左記へお問い合わせください。

施行者 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都建設局 道路建設部鉄道関連事業課

電話03(5320)5317

連絡先 神奈川県横浜市西区高島一丁目二番八号

京浜急行電鉄株式会社 建設部

電話045(225)9423

